

平成 2 7 年 第 1 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 1 月 1 6 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第1回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年1月16日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時40分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
本木益男 島田妙美
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	西原 英治

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第3号 武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 協議事項 平成27年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）について
- 8 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際しまして、1名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第1回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思えます。

初めに、国の表彰の関係でございますが、文部科学大臣優秀教職員表彰を、市立第十小学校、堀江法雄教諭が、英語活動の充実に対して表彰されます。功労及び功績は、お手元の資料のとおりでございます。なお、表彰式は1月19日に行われることとなっております。

続きまして、東京都関係についてでございますが、「中学生の職場体験」功労事業者等として、東京都中学生の職場体験推進協議会から、乙幡農園様、社会福祉法人高原福祉会村山中藤保育園「櫻」様、むらやま幼稚園様、株式会社宮地商会武蔵村山センター様及びいなりストア様が、本日、1月16日に感謝状の贈呈を受けることとなりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。水田学習Dr. ドロえもんプロジェクト（東京大学大学院農学生命科学研究科との連携事業）についてでございます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、水田学習Dr. ドロえもんプロジェクト（東京大学大学院農学生命科学研究科との連携事業）につきまして、御説明をいたします。

本市におきましては、野山北公園にあります水田におきまして、昭和54年度より市内小学校の5年生がもち米を栽培する水田学習を実施しております。1年間を通して実際に田植え、草取り、稲刈り、脱穀を体験いたします。最後には、保護者の協力を得て餅つきをしております。

この水田学習につきましては、平成25年度より東京大学大学院農学生命科学研究科との連携事業として、Dr. ドロえもんプロジェクトを開始いたしました。専門的な知見からの助言を通して、児童が水稻栽培に関心をもち、主体的に生産体験に関わることができるような取組を行っております。特に本プロジェクトの推進者であります東京大学大学院、溝口勝教授や、同大学院生の横川華枝氏には、事前学習の中でゲストティーチャーとして子供たちに米づくりの進め方や農法の違い等を指導していただいたり、振り返りの学習でも御指導いただいております。また、水田学習と組み合わせて実施する事前事後の学習プログラムが、児童の農業観にどのような影響を及ぼすかという研究も行っております。事前事後の学習のテーマ設定や内容、また社会科の学習との関連により、児童の農業観に様々な変化が出てきているという分析もしております。

さらに、本研究科より、水田にフィールドルーターを設置していただいております。インターネットを通して、日々の稲の発育を示す画像や、気温、降水量、水温、風力等の情報が見られるようになっております。本市、教育委員会ホームページからも閲覧できるようになっております。今後は、体験後の学習や発育の様子、まとめの学習とデータを活用しながら、科学的に思考したり・判断したり、表現したりできるような取り組みの充実も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。平成27年成人式の実施結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、平成27年成人式の実施結果について御報告させていただきます。

3ページの資料2を御覧いただきたいと存じます。

平成27年成人式は、1月12日、成人の日に、さくらホール、大ホールで実施いたしました。対象者は、平成6年4月2日生まれから平成7年4月1日生まれの方、752人で行いました。

内容につきましては、午前11時からウインドアンサンブルによる音楽演奏のアトラクション、恩師からのビデオレター、その後、式典を挙行いたしました。

記念品は、村山大島紬の印鑑ケース及びスポーツ都市宣言記念タオルを配布いたしました。
対象者752人に対しまして、527人の出席があり、率といたしましては70.1%の出席率でございました。教育委員の皆様には、主催者として御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。武蔵村山市スポーツ少年団（仮称）設立準備講演会の開催についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、武蔵村山市スポーツ少年団（仮称）設立準備講演会の開催について、報告をさせていただきます。

武蔵村山市にスポーツを通じた青少年の健全育成を図るためのスポーツ少年団を創設するため、市内の少年スポーツの指導者を対象とした講演会を開催いたします。

主催は、武蔵村山市教育委員会。共催は、武蔵村山市体育協会でございます。

開催日時は、平成27年3月1日日曜日、午後1時30分から午後4時まで、中部地区会館401大集会室を会場として開催をいたします。

講演会の参加対象は、体育協会23加盟団体のほか、体育協会に加盟をしていない少年野球連盟、さらにはミニバスケットボールやドッジボールなどの各連盟協会等の少年指導者を考えております。

講師には、サッカーJリーグのFC東京代表取締役社長の阿久根謙司氏に、「青少年の健全育成のためのスポーツ指導のあり方、スポーツによる地域振興等について」の講演をいただきます。

また、講演会の前段には、東京都体育協会の方から、スポーツ少年団の意義や目的についてのお話もいただき、スポーツ少年団に対する理解を一層深めていただきたいと考えております。スポーツ少年団の組織化につきましては、体育協会など、各団体等とも調整をいたしまして、平成27年6月を目標として進めてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、お時間の都合のつく範囲で講演会に御出席いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

5点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

○高橋委員長 それでは、ただいまの教育長の報告に対する質疑等があれば、お受けしたいと思えます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 申し訳ありません。最初の平成26年度教育関係表彰者の御報告について、若干の補足をさせていただきたいと存じます。

今回の文部大臣優秀教員表彰でございますが、過去をさかのぼって実績を確認しますと、本市では平成21年度から受賞者が出ておりまして、今回の堀江教諭を合わせると8名の教員が受賞をしております。また、来週行われます東京都の東京都教育委員会職員表彰には、今回、受賞者として9名の管理職並びに教員が参加をさせていただくことになっております。そういった意味では、本市の教員、管理職の取組が東京都や国の方から大きく評価をいただいているというところを御報告させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 確かに、そのとおりに言えると思えます。

それでは、報告等にありましたら、御質問をお願いします。

島田委員。

○島田委員 報告とかじゃないんですけども、成人式に初めて出席させていただいて、ちょっと感じたことがありましたので。新成人に、事前に案内状とかを送らせていただくと思うんですが、そのときに成人式を行う意義というものをしっかり伝えていただいて、新成人が自覚をもって出席していただくと、より一層いい式典になるのではないかなと感じましたので言わせていただきました。

○高橋委員長 山田文化振興課長、その点についていかがでございましょう。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 成人式につきましては、御案内の方ははがきでお出ししているところがございます。成人式の意義ということでございますが、何分、中学校を卒業して久しぶりに会うということもありますので、ついついやっぱり話し込んでしまうという部分はあろうかと思えますが、その辺の意義については、委員がおっしゃるとおり、御意見として承って、今後、考えてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 よろしく願いいたします。

よろしいですか。

島田委員

○島田委員 12月に行われた駅伝競走大会ですが、第2中継所を第一小学校校庭に変更したことにより、沿道や道路状況を気にすることなくスムーズにタスキを渡すことができ、気持ちよく走れたとの声がありました。来年度も引き続き、第一小学校校庭を中継所としていただけたらと思います。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 来年度も中継所として使用できるよう、第一小学校とも調整を図ってまいりたいと思います。

○高橋委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認め、これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第4、議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年1月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○高橋委員長 教育長からの提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成26年12月19日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

別紙を御覧ください。

平成27年1月1日付をもちまして、事務局職員を任免する必要が生じましたが、教育委員会を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

教育部文化振興課に所属しておりました職員が、市民部課税課に異動し、平成27年1月1日付採用により、教育部文化振興課に職員が配属されたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第1号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専

念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第5、議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年1月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○高橋委員長 それでは、教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第2号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出をする必要があります。平成26年12月25日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認についての内容につきまして、御説明をさせていただきます。

このたびの条例制定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の教育長が教育委員として特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任免する教育長として、一般職の身分を有しておりますことから、地方公務員法第35条によりまして、職務専念義務が課せられていたところでございますが、新教育長が市

長から議会の同意を得て直接任命されるため、特別職の身分のみを有するものに変更となったことから、同条の適用から外れることとなりました。

そこで、教育長の職務に専念する義務の特例について、条例で定める必要が生じたものでございまして、あわせて教育長の勤務時間、その他の勤務条件につきまして、従前どおり条例で定める必要があることから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき、平成26年12月25日付で教育委員会から市長への条例制定の申し出を行ったものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思えます。

条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、本条例の趣旨を規定しておりまして、新教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例を定めるものでございます。

次に、第2条につきましては、新教育長の勤務時間等につきまして規定するものでございまして、武蔵村山市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例におきまして定められております現行の教育長の勤務時間、その他の勤務条件を定めるものでございます。

なお、新教育長の任命権者は市長でございますが、教育の政治的中立性等を確保するため、ただし書きによりまして、教育委員会としておるものでございます。

次に、第3条につきましては、新教育長の職務に専念する義務の免除につきまして規定するものでございます。

なお、承認権者につきまして、第2条と同様に、ただし書きによりまして、教育委員会としておるものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の御説明とさせていただきます。

なお、今後、文書審査を受けることにより、修正を加えることはございますが、基本的な趣旨につきまして変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 ちょっと新制度、まだ100%理解はしていないところなんですけれども、教育長というこの身分が、教育委員会を代表する職ということになるというふうに理解しているんですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○高橋委員長 持田教育長。

○持田教育長 その前に、新しい制度の質疑の検討の場合、4月以降の教育長に「新」をつけていただくと話が分かりやすくなると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○土田職務代理者 失礼しました。

新教育長のこの立場、身分ですね、これは教育委員会を代表する職というようなことでよろしいのかどうか、その辺をお聞かせください。

○高橋委員長 これについては、松下教育総務課長ですか。

○松下教育総務課長 はい。新教育長につきましては、教育委員会の会務を総務し、教育委員会の会議を主宰する教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督するものとなります。したがって、教育委員会の代表者という形になろうかと思えます。

○高橋委員長 はい、引き続きお願いいたします。

○土田職務代理者 第2条で、新教育長の任命権者は、教育委員会とするということになっているんですけれども、この新制度では、市長がほかの特別職、いわゆる副市長と同じような特別職の選任の仕方については、議会の同意をもって、そして教育長としての同意をいただくわけなんですけれども、そこで同意をいただいて、教育長、新教育長が誕生すると思うんですけれども、そういった状況後に教育委員会が任命権者になると、ちょっとこの辺が理解ができませんところなんですけれども、どうなんでしょうか。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 ただいま条例の説明をさせていただいた中で、任命権者につきましては市長でございますけれども、この条例につきましては、勤務時間等、そのほかの勤務条件につきまして、また教育長の職務専念義務の特例について定めるものでございますので、それぞれの適用につきましては、任命権者であります市長ではなくて、教育委員会の方で承認権者とするのとさせていただきます。

と申し上げますのは、今回の教育委員会制度の改革の趣旨といたしまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保することが挙げられてございます。そのため、教育委員会は

引き続き執行機関でございますので、教育長に対する市長の関与が強くなり過ぎることを避けるために、こういった形とさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 よろしいですか。

いや、大変よく分かりました。いずれにしても、新教育長の任命権者は市長であると。しかしながら、勤務時間及び職務に専念する義務等に関するいろんな休暇等、そのほかについては、これは教育委員会を承認権者とするということでありまして、よく分かりました。

中野教育部長にお伺いしたいんですが、これはほかの教育委員会でも、このような条例をつくっているんでしょうかね。いかがでございましょう。

中野教育部長。

○中野教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するというので、各市におきましてもそれぞれ、この制度が変わることによって該当する条例規則等を改正するというのでございます。各市によって、その条例の内容が違いますので、一概には本市と同じということではございませんが、法律の趣旨は変わらないと御理解いただければと思います。

○高橋委員長 分かりました。

よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 ほかはいかがでございましょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第3号 武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出に係る
臨時代理の承認について

○高橋委員長 日程第6、議案第3号 武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第3号 武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年1月16日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○高橋委員長 それでは、教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第3号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出をする必要があり、平成26年12月25日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第3号について御説明をさせていただきます。

このたびの条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の教育長が教育委員として特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有しておりましたが、新教育長が市長から議会の同意を得て直接任命されるため、特別職の身分のみを有するものに変更となりました。

このことから、職員定数条例を初め、5つの条例についての一部改正が必要となったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき、平成26年12月25日付で教育委員会から市長への条例の改正の申し出を行ったものでございます。

今回、申し出を行った一部改正する条例等につきましては、武蔵村山市職員定数条例、武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、武蔵村山市教育委員会事務局等職員給与条例及び武蔵村山市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の5条例でございます。

それでは、別紙を御覧ください。

こちらは、武蔵村山市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、新教育長が特別職の身分のみを有するものとなるため、一般職の地方公務員に教育長が含まれていることから、改正の必要が生じたものでございます。

ページをおめくりいただき、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条中、「一般職の地方公務員（教育長及び臨時的任用の職員を除く。）」から、「教育長及び」を削るものでございます。

ページをおめくりいただきたいと思います。

次に、武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、新教育長が特別職の身分のみを有するものとなったことから、新教育長の給与及び旅費に関して、常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の中で規定することといたしました。

さらに、ページをおめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条中、「武蔵村山市長及び副市長」を「武蔵村山市長、副市長及び教育長」に改めます。

次に、第2条中、副市長、月額、74万円の次に、教育長、月額、69万1,000円を追加いたします。

ページをおめくりいただきたいと思います。

次に、武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、現行の教育委員会委員長と教育長が一本化され、新教育長となることから、改正が必要となったものでございます。

ページをおめくりいただき、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別表第1、教育委員会委員の項を、教育委員会委員、月額8万4,000円に改めることといたします。

ページをさらにおめくりいただきたいと思います。

次に、武蔵村山市教育委員会事務局等職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、現行の教育長が教育委員会の任命によっておりましたが、新教育長が市長の任命によるものとされたことから、改正が必要となったものでございます。

さらにページをおめくりいただき、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条中、「教育長ならびに」を削るほか、あわせて文言の整理を行うものでございます。ページをおめくりください。

次に、武蔵村山市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、新教育長が特別職の身分のみを有するものとなったことから、一般職の職員ではなくなるため、改正が必要となったものでございます。

さらにページをおめくりいただき、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

本則中、「（教育長を除く。）」を削るものでございます。

なお、この5条例の一部改正の施行月日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

以上、雑駁ではございますが、武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の御説明とさせていただきます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして、修正を加えることはございますが、基本的な趣旨につきまして変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

本木委員。

○本木委員 すみません。先ほど教育長から、「新教育長」と今度呼ぶというのは、3月までの話、4月からも「新教育長」という呼び方になるんですか。

○高橋委員長 松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 すみません。今、御説明の中で「新教育長」ということで御説明をさせ

ていただきましたが、現行の教育長と4月以降の教育長を区別させて説明させていただくために、便宜上、「新教育長」ということで使わせていただいて申し上げたものでございますので、条例上では4月以降、「教育長」という形になります。

○本木委員 また、「教育長」とお呼びすればいいということですね。

○松下教育総務課長 はい、そのとおりでございます。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 ほかはいかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 武蔵村山市職員定数条例ほか4条例の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第7 協議事項

○高橋委員長 日程第7、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、平成27年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)について、御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、平成27年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）につきまして、御説明を申し上げます。

教育委員会では、教育目標を踏まえ、策定いたしました武蔵村山市教育振興基本計画で定めた基本方針に基づき、主要施策・主要事業を総合的に推進していくこととしております。

平成27年度における基本方針に基づく各施策や事業につきましては、基本的には平成26年度の内容を踏まえて作成をしております。

それでは、協議事項資料の1の2の新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず、表につきましては、左側に平成27年度、右側に平成26年度の主要施策・主要事業を記載しておりまして、平成27年度の各項目にある波線の下線及び見え消し線の部分に変更した部分となっております。

内容等につきましては、平成27年度に新たに規定したもの、また平成26年度から大きく変更した点等につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、1ページでございます。

基本方針1、生きる力を育む教育の推進でございます。

(1)及び①から⑥並びに(2)につきましては、特に変更等はございません。引き続き人権教育の推進、「いじめ撲滅宣言」の趣旨等を踏まえた指導の徹底、心の教育の推進等を行っていくこととしております。

次に、2ページをお開きください。

(3)でございますが、道徳教育に関する記述は、文部科学省が作成いたしました「私たちの道徳」と文言を修正し、明記したものでございます。

続きまして、(7)でございますが、小・中学校の連携による校内研究に関する記述は、文言等の整理をしたものでございます。

次に、3ページをお開きください。

(17)でございますが、学校防災計画、安全指導計画に関する記述は、一部文言を削除したものでございます。

次に、4ページをお開きください。

(24)でございますが、文部科学大臣の中教審への諮問内容を踏まえ、全文を修正し、「子供たちが環境・開発等の地球規模の課題を自らの問題として捉え、人間を含む生物の未来のために、自分ができることを考え、実践していく力を身に付け、持続可能な社会の創造

に寄与しようとする態度を育成する。」としたものでございます。

続きまして、(25)でございますが、第三次武蔵村山市特別支援教育推進計画に基づき、各学校における特別支援教育の充実を図っているところでございますが、第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画を策定する必要があることから、文言を加えております。

次に、5ページをお開きください。

(25)の⑧でございますが、都立村山特別支援学校及び都立羽村特別支援学校との連携に関する記述は、文言等を整理したものでございます。

次に、6ページをお開きください。

基本方針2、学校・家庭・地域の連携強化でございます。

(1)でございますが、全校をコミュニティ・スクールに指定したことから、全文を修正し、「市内全小・中学校の学校運営協議会が、中学校区を基盤に連携し、情報を共有するとともに、切磋琢磨しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。」としたものでございます。

続きまして、(5)でございますが、平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省から、放課後子ども総合プランの概要が示されたことから、文言を追加したものでございます。

次に、7ページをお開きください。

基本方針3、教育の質の向上と教育環境の整備でございます。

(5)でございますが、学校における組織的な危機管理に関しては、現在、策定しております「武蔵村山市立学校危機管理対応マニュアル」に基づき、学校の特性に応じたマニュアルの作成や研修などを実施し、教職員の危機管理に対する意識を高めるため、文言等を整理しております。

次に、8ページをお開きください。

(12)でございますが、平成27年度より、全小・中学校が学校事務の共同実施を行うことから項目を追加し、「全小・中学校が学校事務の共同実施を行うことで、校務改善を推進し、教職員が児童・生徒と関わる時間をより一層確保し、教育活動の充実を図る。」といたしました。

続きまして、(13)でございますが、平成27年度から武蔵村山市立学校の学期を3学期とすることから、全文を修正し、「長期休業期間の弾力的な運用、振替休日を伴わない土曜授業の実施等により生み出された余剰時数の確保等、2学期制の成果を踏まえ、年間3回の節目を利用し、子供たちが、学習活動や生活目標に関する振り返りを行い、新たな目標を設定

するとともに、幼・保・小・中・高の連携をはじめとした、特色ある教育活動を一層推進する。」といたしました。

続きまして、(14)でございますが、市立学校給食センター施設の更新については、旧第二学校給食センター用地を使用し、整備する方向であること、また中学校学校給食調理等業務については、引き続き民設民営の委託方式を継続し、業務の適正な運営を管理するため、文言等を整理しております。

次に、9ページをお開きください。

基本方針4、自己実現を目指す生涯学習の推進でございます。

(1)でございますが、市民の主体的な学習活動の支援の一層の充実に関しては、武蔵村山市第三次生涯学習推進計画に基づく学習施設等予約システムの導入、また武蔵村山市第四次生涯学習推進計画を策定する必要があることから、文言等を整理しております。

続きまして、(4)でございますが、市民の読書活動に関しては、平成26年5月から立川市の図書館との相互利用が開始されたことから、文言等を整理しております。

続きまして、(8)でございますが、平成26年10月5日に武蔵村山市スポーツ都市宣言を行ったことから、全文を修正し、「「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、賑わいと活力あるまちづくりを進めるため、スポーツ・レクリエーションに関する施策の充実を図る。」としております。

次に、10ページをお開きください。

(11)でございますが、歴史民俗資料館分館を建設することの項目を追加し、「歴史民俗資料館分館を建設し、陸軍少年飛行兵学校関連の資料等を展示することによって、新たな武蔵村山市の歴史等の学習の場として整備する。」といたしました。

以上が教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)でございます。

続きまして、平成27年度武蔵村山市教育委員会の重点項目(案)につきまして、御説明を申し上げます。

重点項目につきましては、主要施策・主要事業等を推進するに当たり重要なポイントとなるものでございます。

それでは、協議事項資料の1の4の新旧対照表で説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

初めに、学校教育についてでございます。

「人権・道徳教育の推進」でございますが、道徳の内容を追加し、文言等を整理しており

ます。

次に、「確かな学力の定着」につきましては、文言等を整理しております。

次に、「体力向上策の推進」につきましては、項目から削除いたしました。

次に、「小中一貫教育・小中連携教育の推進」につきましては、コミュニティ・スクール及び施設隣接型一貫校に関する内容を追加し、文言等を整理しております。

次に、「特別支援教育の充実」につきましては、第四次特別支援教育推進計画の策定を追加し、文言等を整理しております。

次に、「コミュニティ・スクールの推進」につきましては、「小中一貫教育・小中連携教育の推進」の項目に内容を含めたことから、項目としては削除しております。

次に、「国際理解教育の推進」につきましては、教育目標に掲げている国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供に育つよう、新たに重点項目といたしました。

次に、「学校評価の充実」につきましては、項目から削除いたしました。

次に、「学校施設・設備の整備」、ページをめくっていただきまして、「学校給食の充実」につきましては、新たに「安全・安心な教育環境の整備」とした項目といたしまして、登下校、学習活動、学校施設・設備、学校給食等の安全対策等を一つにまとめ、重点項目としております。

次に、生涯学習についてでございます。

「生涯学習の推進」につきましては、第四次生涯学習推進計画の策定を追加し、文言等を整理しております。

次に、「スポーツの推進」につきましては、スポーツ都市宣言、スポーツ少年団等について追加し、文言等を整理しております。

次に、「図書館運営の充実」につきましては、文言等を整理しております。

次に、「文化財の調査、保護・活用」につきましては、歴史民俗資料館分館について追加し、文言等を整理しております。

説明は以上でございます。

御協議いただくとともに、本日の教育委員会の後に、御意見、お気づきの点がございましたら、今月22日までに教育委員会教育総務課に御連絡をお願いいたします。また、本案につきましては、市内各小・中学校の校長に意見照会を行っておりまして、今後、教育委員の皆様方の御意見等を踏まえ、事務局で必要な修正を加え、2月の教育委員会に議案として提出をさせていただく予定でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

説明については以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

今、説明ありましたけれども、大変な重要な案件でございますので、本来は、これ一つ一つ審議をしてみたいと思いますけれども、今お話がありましたように、今月の分というようなこともありますので、まとめてここで示させていただきたいと思います。

○土田職務代理人 1点だけ。

○高橋委員長 土田職務代理人。

○土田職務代理人 重点項目、それぞれ新旧、割愛したもの、新たに加えたもの、いろいろあるんですけども、中でちょっと1点、気になったところが、「体力向上策の推進」を重点項目から外したということについての何かこの理由というんでしょうか、その辺はどういう意図を持って、この策を重点項目から外したのか、ちょっとお伺いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 いわゆる学校教育の中で、今、特に東京都も含めて大きな課題となっているのが体力の向上、学力の向上、それから規範意識の醸成と、大きなこの3つの指導内容が取り上げられております。この重点目標につきましては、学校教育の部分と、それから生涯教育の部分である程度バランスも必要だろうというふうに考慮をし、特に本市の場合は、その3つの指導内容からいくと、学力のところを重点的にしていきたいというような意思で、何も体力を軽視したという意味ではなく、そういった選定の仕方をさせていただいたところで、学力の部分为重点として強調させていただいたというふうな意思でございます。

以上でございます。

○土田職務代理人 もちろん学力向上策は、学校教育としたら非常にナンバーワンの項目と、こういうのは理解はしております。それから、人権・道徳教育ですね、情操教育、情操豊かな子供たちを育てる意味でも外すことはできないと、率先して努めてもらいたいというふうに思います。

しかしながら、一方では、昨年、スポーツ都市宣言を行って、ますます市民が健康で明るく暮らしていく。生涯学習面では、18歳以降の人たちが、そういった意図を持って進める事業はたくさんありますけれども、日常的にやはり学校教育においても、本当の基礎、体力増強の基礎というふうに理解を今までしていただきましたので、やはり重点項目としたら、この3点は、子供たちがこれから大きく成長していく中では、やはり気持ちとしては捉えていきたい

と、そういうふうに思いますけどね。

分かりました。

以上です。

○高橋委員長 私の考え方も、やっぱりそういう心技体という部分が大事でありまして、やっぱり何らかの形で項目として挙げることは、大切であると思います。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 最初に、基本方針に基づく主要施策・主要事業というところの説明が教育部長の方からございましたが、当然この中には、例えば3ページの(9)あるいは(13)といったようなところで体力向上策について取り上げております。また、東京都の方も、2020年に向けたオリンピック・パラリンピックの取組ということで、この事業の拡大しておりますので、各学校においては確実に、その内容について中身を深めていく予定でおります。また、さらに中学校の部活動についても、来年度から新たな支援をすることに決まっておりますので、確かに重点項目としては学力の方を取り上げさせていただきましたが、体力そのものについて軽視をしているという意思ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋委員長 いかがでございましょう。

それで、特に私の方からですが、やっぱり学力向上策ですよ。10番目のところに、学力調査、状況調査、学力の定着を図るといようなこと、項目がありますけれども、これはやはり公表と、調査結果の公表といようなことは、どうでしょうか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 学力調査の公表につきましては、議会でも御質問いただいているところでございます。各学校は、それぞれ都の調査、国の調査につきまして分析をし、ホームページ等で公表しておりますので、教育委員会としては市全体の傾向の公表をしておりますので、積極的にそういった面については校長会でも、我々の方からお話はさせていただいておりますので、ホームページを見ていただきますと、各学校の公表はそれぞれしていただいているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 ほかよろしいですか。

本木委員。

○**本木委員** すみません。「確かな学力の定着」の中で、文面にとらわれちゃいけないんですけども、やっぱり学校と家庭とか、連携とか、地域と連携って必要だって言われているので、ちょっとそれが削除されちゃうのがね、学校と家庭が相互に役割を果たすということが大事なのかなと思うので、ちょっとそこが、私はちょっとひっかかったものですから、意見だけ言わせていただきます。

「確かな学力の定着」の中の文章でね、やっぱり学校と家庭の連携が必要じゃないかなと思うので、そこが削除されたところがちょっとひっかかったのですということです。

○**高橋委員長** 榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** いわゆる文言の整理というところで、その文言がということだと思うんですけども、実はその小中一貫教育、それから小中連携教育の推進の方に、家庭も含めて、地域と一体となって教育活動を充実させると。この教育活動の充実というのは、何も体験的な学習そのものを多様にするという意味ではございませんので、当然学力向上策も入っておりますので、そののところに思いは込めさせていただいたつもりです。

以上でございます。

○**高橋委員長** それでは、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**高橋委員長** それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

このただいまお話ししました教育委員会重点項目、目標につきましては、また委員の皆様、後ほど意見があれば教育委員会の方に、事務局の方にお伝えいただきたいと思います。と存じます。

◎日程第8 その他

○**高橋委員長** 日程第8、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御意見があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○**高橋委員長** 事務局のほうから。

松下教育総務課長。

○**松下教育総務課長** 事務局からはございません。

○**高橋委員長** それでは、これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時40分閉会